



STANDARD

2025 年 10 月 16 日

各位

会社名 株式会社 F C ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福島 宏治
(コード : 6542、スタンダード)
問合せ先 取締役管理統括室長 松田 治久
(TEL. 092-412-8300)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 12 月を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 10 月 31 日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

(1) 基準日 : 2025 年 10 月 31 日（金）

(2) 公告日 : 2025 年 10 月 16 日（木）

(3) 公告方法 : 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

https://www.fchd.jp/ir/shareholder_information.html

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2025 年 8 月 6 日に公表した「TCB - 14 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」及び 2025 年 9 月 26 日に公表した「(変更)「TCB - 14 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部変更について」においてお知らせいたしましたとおり、TCB - 14 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

以上